

EY インドネシア 税務インサイト

税務規則アップデート

In this issue

- 1 一時免税優遇措置
(タックスホリデー)
- 3 サービスチーム
事務所



一時免税措置 (タックスホリデー)

2011年8月15日付けで、財務省 ("MOF")は、タックスホリデーと一般的に知られる一時免税優遇措置の枠組を提供する規則130/PMK.011/2011号 ("以下規則")を 発行しました。規則は同日発効しました。

タックスホリデー優遇措置は、法人税の免税を5年から10年提供し、その後2年間50%の法人税の軽減となります。追加の優遇期間は、国内産業の競争力及び特定産業の戦略的価値を維持する利益のために、財務省により認可されるかもしれません。

インドネシアで対象産業に投資する計画のある投資家は、タックスホリデー優遇措置に対して潜在的な資格があるか決定するために、現在の計画を見直すべきです。

この号のフィードバックについては、
Nathanael Albertにご連絡ください。
nathanael.albert@id.ey.com

規則によりますと、法人税の5年から10年間の免税は、商業操業が開始される年から始まり、その後追加2年間、50%の法人税軽減の優遇措置期間が続きます。規則は、商業操業の始まる時期は、国税総局長規則で定義されるとしています。新しい投資は、最初の年の操業では利益はでないかもしれませんが、いつ商業操業が開始すると看做されるかにより、税務優遇措置を利用することができないかもしれません。

タックスホリデー優遇措置の権利のある納税者は、以下の基準の全てを満たさなければなりません：

- ▶ パイオニア産業に従事していなければならない；
- ▶ 管轄官庁により承認された最低 IDR IDR1 兆 (おおよそ US\$120 百万) の新しい投資計画を持たなければならない；
- ▶ 投資計画総額の少なくとも10%が、投資の実現まで引き出されることなく、インドネシアの銀行システムに預金されていなければならない。そして；
- ▶ 規則の発行前12ヶ月以内、または規則の発効後に、インドネシアの法的存在として設立されなければならない。

パイオニア産業という単語は、広範囲の相関関係を持ち、高付加価値及び外部性をもつ、新しい技術を導入する、国内全体経済に戦略的価値をもつ産業と定義されています。现阶段では、規則で網羅されているパイオニア産業は：

- ▶ 基礎金属産業；
- ▶ 原料が天然石油及びガスからである製油及び/または有機化学産業；
- ▶ 機械産業；
- ▶ 再生エネルギー産業；及び/または
- ▶ 通信機器産業

パイオニア産業の地位が与えられる産業は、国内産業の競争力及び特定産業の戦略的価値を維持する国益を考慮後に、財務省が将来付け加えることができます。

タックスホリデー優遇措置は、投資計画を実現、そして商業生産開始後の適格納税者によってのみ利用できます。

適格納税者は、産業大臣または投資調整庁局長あてに申請書を提出しなければなりません。その後産業省または投資調整庁局長は最終承認のために財務省に推薦状を提出します。財務省への申請の提出は、規則が制定された日から3年以内にされなければなりません。よって、新しいタックスホリデー優遇措置は、次の3年以内のみに利用可能と思われます。

財務省に提出する申請の一部として、産業大臣または投資調整庁局長は、申請納税者の適格性を証明する書類を提出、及び一定分析を行う必要があります。

必須の分析は、外国投資家の居住国の“看做し税額控除規則”の実在性の分析を含みます。看做し税額控除規則は居住国の法人税計算でインドネシアで付与された税務優遇措置の承認であると記載されています。この意味は未だ明確ではありませんが、国税総局実施規則が更なる詳細を提供すると期待しています。条件は、株主、または親会社レベルで、税務優遇措置の恩恵が失われないことを確保することが目的かもしれません。

その他の実行されるべき分析は以下の通りです：

- ▶ 投資場所のインフラ可用性；
- ▶ 地元人材の吸収；
- ▶ 申請納税者によるパイオニア産業基準の充足度のレビュー；及び
- ▶ 技術移転の明確及び具体的段階計画

もし申請が却下された場合、財務省は納税者に通知する義務があります。

タックスホリデー優遇措置を認可された納税者は、定期的に国税総局への情報、インドネシア銀行に預金された資金の使用に対する検証チーム、投資実現が監査された確認を含む報告書を提出しなければなりません。国税総局実施規則は、監査要件の性質の更なる詳細を提供するべきです。申請で提案された投資が実際に実現されたかどうかを示す監査済み財務諸表を提出する条件があるかもしれません。

もし納税者がタックスホリデー優遇措置の基準を満たさなかったことが証明された場合、及び/または必要報告書を提出しなかった場合は、タックスホリデー優遇措置は取り消され

ます。

パイオニア産業からの収入のみがタックスホリデー優遇措置の対象となるようです。規則は、税法で義務付けられている税の源泉徴収及び回収義務は、パイオニア産業以外から得られた収入に対しては依然として適用されると明記しています。タックスホリデー優遇措置を付与された納税者は依然として、現行の税法のもとで定められた第3者から税金を控除し回収する義務があります。

所得税法の31A条に基づき所得税優遇措置を受けた、特定産業及び・または特定地域に投資をする納税者は、規則のもとでのタックスホリデー優遇措置を受ける資格はありません。同様に、タックスホリデー優遇措置を受けた納税者は、所得税法の31A条のもとでの所得税優遇措置を受ける資格はありません。

プロフェッショナルチーム



Ben Koesmoeljana
Tel: +62 21 5289 5030
ben.koesmoeljana@id.ey.com



Rachmanto Surahmat
Tel: +62 21 5289 5587
rachmanto.surahmat@id.ey.com



Santoso Goentoro
Tel: +62 21 5289 5584
santoso.goentoro@id.ey.com



Yudie Paimanta
Tel: +62 21 5289 5585
yudie.paimanta@id.ey.com



Dodi Suryadarma
Tel: +62 21 5289 5236
dodi.suryadarma@id.ey.com



Peter Ng
Tel: +62 21 5289 5228
peter.ng@id.ey.com



Iman Santoso
Tel: +62 21 5289 5250
iman.santoso@id.ey.com



Lam Prasetya Halim
Tel: +62 21 5289 5591
prasetya.h.lam@id.ey.com



Carlo Navarro
Tel: +62 21 5289 5029
carlo.navarro@id.ey.com



Henry Tambingon
Tel: +62 21 5289 5003
henry.tambingon@id.ey.com



Elly Djoenaidi
Tel: +62 21 5289 5590
elly.djoenaidi@id.ey.com



Kartina Indriyani
Tel: +62 21 5289 5240
kartina.indriyani@id.ey.com



Sachiko Hamada (濱田幸子)
日系担当 (JBS)
Tel: +62 21 5289 5015
sachiko.hamada@id.ey.com



Bambang Suprijanto
Tel: +62 31 532 5577(Surabaya)
Tel: +62 21 5289 5060(Jakarta)
bambang.suprijanto@id.ey.com



Nathanael Albert W
Tel: +62 21 5289 5265
nathanael.albert@id.ey.com

事務所

ジャカルタ事務所
Jakarta Stock Exchange Building
Tower 1, 14th Floor
Jl. Jend. Sudirman Kav. 52-53
Jakarta 12190
Tel: +62 21 5289 5000

スラバヤ事務所
Plaza BRI, 9th Floor
Jl. Basuki Rahmat 122
Surabaya 60271
Tel: +62 31 535 0409
Fax: +62 31 532 7700

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About Ernst & Young

Ernst & Young is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. Worldwide, our 141,000 people are united by our shared values and an unwavering commitment to quality. We make a difference by helping our people, our clients and our wider communities achieve potential.

For more information, please visit www.ey.com/id.

Ernst & Young refers to the global organization of member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients.

© 2011 Ernst & Young Indonesia
All Rights Reserved.